

35 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と(株)ブルボン（以下「乙」という。）は、鶴岡市内において地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、被災した市民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資の範囲）

第1条 供給する物資は、次のとおりとする。ただし、乙が甲の要請を受けた時点において、乙が調達可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第2条 甲は、乙に対し、災害時における物資の供給等に係る要請書（様式第1号）により、物資の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により行い、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第3条 乙は、要請を受けたときは、積極的な協力を努めるものとする。

2 乙は、要請に的確に対応するため、物資の供給可能な体制の保持に努めるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 甲が物資の引渡しを受ける場所（以下「引渡場所」という。）は、甲が指定するものとする。

2 引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙又は乙の指定する者が物資の運搬を行う車両について、緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

4 甲は、引渡場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

5 乙は、道路等の被災状況により、引渡場所に物資を運搬することが困難なときは、甲と協議するものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、物資要請の措置状況報告書（様式第2号）により報告を行うものとする。

（費用）

第6条 甲は、引き受けた物資の対価及び運搬に係る経費を負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び経費は、それぞれ次の各号に定めるところを基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

- （1）物資の対価 災害発生直前における乙の卸価格
- （2）運搬に係る経費 乙の通常の商品配送業務における費用

（費用の支払い）

第7条 前条第1項に規定する対価及び経費は、災害発生による混乱が沈静化した後、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに、連絡責任者届出書(様式第3号、第4号)により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月26日

甲 鶴岡市長

乙 (株)ブルボン代表取締役社長